

くろまぐろ型TACに関する茨城県計画（試行）【改定計画】  
（第3管理期間）

平成29年9月1日公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、曳き縄漁業、はえ縄漁業、定置網漁業により漁獲され、本県の沿岸漁業者にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積及び知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県と連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	15.12トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下「基本計画（試行）」という。）第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときは、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における漁獲実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
定めなし。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
本県では、第2に示した知事管理量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

1 第2に示した本県の小型魚の知事管理量を超過しないように、その消化状況に応じて、以下のとおり漁業種類別に取り組む。

(1) 本県の漁獲上限の7割到達時

- ・曳き縄、はえ縄：操業時間短縮又は操業日数抑制の実施に努める。
- ・定置網：網起こし回数の抑制実施に努める。

(2) 本県の漁獲上限の8割到達時

- ・曳き縄、はえ縄：操業時間短縮又は操業日数抑制の実施に取り組む。
- ・定置網：網起こし回数の抑制実施に取り組む。

(3) 本県の漁獲上限の9割到達時

- ・曳き縄、はえ縄：目的操業の自粛を実施する。  
30キログラム未満の個体の放流に取り組む。
- ・定置網：網起こし回数の抑制実施に取り組む。  
30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

(4) (1) から (3) の30キログラム未満の個体の放流にかかる取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

関係漁協に対しては、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。

3 第2に示した知事管理量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

4 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

① 漁業者の取組について周知を図る。

② 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

③ 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2に示した知事管理量に積みあがった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

○ 月別漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。

(1) 7~9月, 1~6月

月1回。なお、当該期間において、漁獲量が積みあがった時は、(2)の報告基準を準用する。

(2) 10~12月

第2に示した知事管理量の消化状況に応じて、月1回の報告に加え、以下のとおり頻度の高い報告を求めることとする。

① 5割を超え6割に達するまで:

月3回(1日~10日, 11日~20日, 21日~末日)

② 7割を超えた場合：

水揚げした日ごとに当該水揚げ日の翌日に報告を求める。

- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者フィードバックするとともに、水産庁へ通知する。
- 3 第2管理期間の漁獲枠超過分4.23トンの差引分割年数は2年とし、分割差引き計画は以下のとおりとする。ただし、第2に示した知事管理量に未消化分が発生した場合は、第4管理期間の差し引き数量に充当することとする。

管理期間	第3管理期間	第4管理期間
当初漁獲枠	18.9	18.9
差引き数量	3.78	0.45
差引き後の漁獲枠	15.12	18.45